

消防の動き



2008
11
No.452

- 消防法の一部改正に伴う、消防法施行令及び消防法施行規則等の改正について
- 危険物流出等の事故調査マニュアルの概要について
- 平成19年(1月~12月)における火災の状況(確定値)
- 平成19年救急・救助の概要(速報)



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



11月9日は**119番**の日です
備えよう! 住宅用火災警報器

秋の全国 火災予防運動 11月9日~11月15日

火のしまつ
君がしなくて
誰がする



消防庁 全国消防長会

財団法人 日本防火・危機管理促進協会
URL: <http://www.boukakiki.or.jp>

宝くじの収益金は、身近な街づくりに
役立っています。

小倉 優子

「平成20年秋の全国火災予防運動」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

「きょうかん」を合言葉に 災害から京都を守る



門川 大作

消防審議会委員 (京都市長)

京都のまちを歩くと見かける、町内ごとに祀^{まつ}られているお地蔵さん。そのお供えのお花が枯れているのを、私は見たことがありません。町内の子どもや地域の安全を、地域で守っていきたくという思いが、お地蔵さんへの祈りに託^{まか}されているのを感じます。

また今年、「祇園祭の山鉾行事^{ぎおん やまぼこ}」がユネスコ無形文化遺産の国内候補に選ばれましたが、この祇園祭も、地域の自治の伝統を受け継ぐ「町衆」の力によって支えられています。

お地蔵さんを大切にしたり、お祭りなどの伝統を守り続けることに象徴される地域の支え合いの心。そこに生まれる「地域力」は、京都の財産、最大の社会資本だと思っています。

消防の分野でも「自分たちのまちは自分たちで守る」という、京都の自治の伝統が息づく地域の力が生かされています。

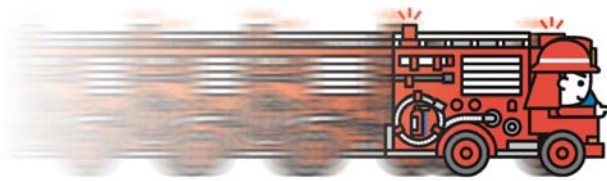
例えば、住宅用火災警報器の設置促進では、市内すべての地域で結成されている自主防災組織による、住宅用火災警報器の大量一括購入を全国に先駆けて推進しています。また、この自主防災組織は、現在6,200余りありますが、そのすべての組織において、地震や水災害などの災害に備えて、住民の皆さん自らが考えてつくる、いわば町内版の防災計画である「身近な地域の市民防災行動計画づくり」が進められています。

さらに、大学が多く集まる「学生のまち」である京都の特色を生かして、大規模災害時に自主防災組織の活動を支援する「京都学生消防サポーター」を創設しています。これまでに100人以上の学生が、研修を受けて登録しています。

応急手当の普及啓発では、事業所における応急手当やAED(自動体外式除細動器)の普及啓発を行う「安心救急ネット京都」が、経済界や観光業界、医師会等の関係団体の皆様との連携により、今夏に発足しました。

文化財防火に関しては、地域住民と文化財関係者が連携した「文化財市民レスキュー体制」を235体制構築しています。日本の文化は「木と紙の文化」と言われるように、文化財は火に弱く、火災によりこれまで多くの文化財が失われています。京都には、全国の国宝の約20%、重要文化財の約15%が集中していますが、地域の力を生かして、これらの貴重な文化財を火災から守っています。また、大容量の耐震性貯水槽から耐震性に優れた配水管を地域一体に敷設するとともに、誰もが簡単に使用できる市民用消火栓を多数設置する「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」などの取組も進めています。

このように、京都の優れた地域力を生かしながら進める市政のキーワードに私が掲げているのは、市民の皆様と共に汗し、その成果に共に感動する「きょうかん」です。引き続き、多くの人の知恵や力を結集して、かけがえのない市民のいのちとくらしを災害から守るとともに、災害に強いまちを目指して取り組んで参ります。



消防法の一部改正に伴う、 消防法施行令及び消防法施行規則等の改正について

予防課

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、新たに一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成を義務付ける消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号）が平成19年6月22日に成立・公布されました。

これを受けて、上記改正法の施行日を平成21年6月1日と定めるとともに、必要となる自衛消防組織の細目、防災管理者の資格等について関係規定を整備するため、平成20年9月24日に「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第300号）」、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第301号）」、「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号）」及び関連告示が公布されました。

以下、その概要を説明します。

第1 自衛消防組織

1-1 自衛消防組織の役割

自衛消防組織は、火災時やその他の災害時において、消防計画等においてあらかじめ定められた分担により、以下の業務を行うこととされました。

- ・火災の初期段階における消火活動に関する業務
- ・情報の収集・伝達と消防用設備の監視等に関する業務
- ・在館者が避難する際の誘導に関する業務
- ・救出や救護に関する業務

1-2 自衛消防組織を置かなければならない防火対象物

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するものとされました。

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの

用 途
劇場等（1項）、風俗営業店舗等（2項）、飲食店等（3項）、百貨店等（4項）、ホテル等（5項イ）、病院・社会福祉施設等（6項）、学校等（7項）、図書館・博物館等（8項）、公衆浴場等（9項）、車両の停車場（10項）、神社・寺院等（11項）、工場等（12項）、駐車場等（13項イ）、その他の事業場（15項）、文化財である建築物（17項） （共同住宅等（5項ロ）、格納等（13項ロ）、倉庫（14項）は含まれない。）
規 模
（イ） 階数が4階以下の防火対象物 → 延べ面積 5万㎡以上
（ロ） 階数が5階以上10階以下の防火対象物 → 延べ面積 2万㎡以上
（ハ） 階数が11階以上の防火対象物 → 延べ面積 1万㎡以上

- ② ①に掲げる用途に供される部分が存する複合用途防火対象物（16項）で、①の規模の要件のいずれかに該当するもの。

（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計で、それぞれ判断する。）

- ③ 延べ面積1,000㎡以上の地下街（16項の2）

1-3 自衛消防組織の設置形態

自衛消防組織は、管理権原に合わせて以下のように設置することとされました。

① 複合用途防火対象物

事務所や物販など自衛消防組織の設置を義務付けられた用途の部分と、マンションなどそれ以外の用途の部分とが混在する場合は、自衛消防組織の設置を義務付けられた用途の部分に係る管理権原者（上の例では、事務所や物販部分の管理権原者）に対してのみ、自衛消防組織の設置義務を課すこととされました。

② 共同自衛消防組織

防火対象物の管理権原が分かれている場合は、原則と



して共同して自衛消防組織を設置しなければならないこととされました。

1-4. 自衛消防組織の要員の基準

自衛消防組織は、自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者等をもって充てる統括管理者と、1-1の業務ごとに、おおむね2名以上置く自衛消防要員をもって組織されることとなりました。

第2 防災管理

消防法の一部改正により、一定の建築物その他の工作物について、防災管理者の設置、防災管理に係る消防計画の作成や防災管理点検が義務付けられました。

2-1. 防災管理を要する災害

防災管理を要する災害は「地震」と「毒性物質の発散その他の特殊な災害」とされました。

2-2. 防災管理を要する建築物その他の工作物

防災管理を行わなければならない建築物その他の工作物は、自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物の要件に該当するものとされました。

2-3. 防災管理者の資格及び責務

防災管理を要する建築物その他の工作物には防災管理者を置くこととされていますが、防災管理者には、甲種防火管理講習と防災管理に関する講習の課程の両方を修了した者等で、管理的又は監督的地位のあるものを選任することとされました。

2-4. 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画にはおおむね別表のような事項を盛り込むこととされました。

2-5. 防災管理点検

防災管理を要する建築物その他の工作物は、防災管理点検資格者による消防計画の作成状況や避難訓練の実施状況についての点検を年1回以上受けることとされました。

また、防災管理点検資格者は、防火対象物点検資格者として3年以上の実務経験を有する者、防災管理者として3年以上の実務経験を有する者等で、防災管理点検に関する講習の課程を修了した者とされました。

別表 防災管理に係る消防計画

ア 防災管理に関する基本的な事項

- ① 自衛消防の組織の編成
- ② 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理とその案内に関する事。
- ③ 収容人員の適正化に関する事。
- ④ 防災管理上必要な教育に関する事。
- ⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事。
- ⑥ 関係機関との連絡に関する事。
- ⑦ 訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証結果と当該検証結果に基づく消防計画の見直しに関する事。等

イ 地震による被害の軽減に関する事項

- ① 地震発生時における建築物及びその在館者の被害の想定と想定される被害への対策。
- ② 建築物等についての地震による被害の軽減のための自主検査に関する事。
- ③ 地震による被害の軽減のために必要な設備・資機材の点検整備に関する事。
- ④ 地震発生時における家具、じゅう器等の備品の落下、転倒や移動の防止措置に関する事。
- ⑤ 地震発生時における通報連絡、救出、救護等の応急措置に関する事。

ウ 毒性物質の発散等特殊な災害による被害の軽減に関する事項

- ① 特殊な災害の発生時における通報連絡と避難誘導に関する事。

エ 自衛消防組織を置かなければならない場合は、地震等の災害に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項

オ その他管理権原が分かれている場合における当該権原の範囲等

第3 施行期日と経過措置

改正政令等は、消防法の一部を改正する法律の施行日（平成21年6月1日）から施行されることとなりました。また、経過措置として、防火対象物定期点検報告制度の対象となっている防災管理対象物においても、一定期間、防火管理基準点検済証や防火優良認定証のみの表示を認めること、自衛消防組織の業務に関する講習や防災管理に関する講習等については、施行日前においても実施できること等が定められています。



危険物流出等の事故調査マニュアルの概要について

危険物保安室

近年、危険物施設の事故が増加の一途をたどっており、また、東海地震、東南海・南海地震など国内での大規模地震の発生のおそれが懸念されている状況を考慮すると、危険物施設における事故防止対策を今後ますます推進する必要があります。そのためにも、発生した事故の原因を詳細に調査し、その結果を踏まえて、危険物施設の技術基準の見直しや施設点検技術の向上を図るなど、的確な事故防止対策を行うことが必要です。

このような状況を踏まえ、平成20年8月27日の消防法改正により第16条の3の2が追加され、市町村長等が「製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。）であつて火災が発生するおそれのあつたもの」（以下「危険物流出等の事故」という。）について、原因調査を行うことができることとなりました。

そこで、市町村長等が危険物流出等の事故の原因調査を効果的・効率的に実施できるよう、「危険物流出等の事故調査マニュアル」を作成しました。

1 マニュアルの構成

本マニュアルでは、市町村長等が原因調査を行うことができる危険物流出等の事故を「基本的事項について事故調査を行う事故」「詳細調査を行うことが望ましい事故」「消防庁長官調査を行うことが望ましい事故」に区分し、それぞれの原因調査に関し解説を行いました。

2 基本的事項について事故調査を行う事故

危険物流出等の事故は、「危険物の流出があった事故」及び「危険物の流出は認められないが、危険物施設の一部又は全部が破損、変形などの異常な状態となった事故のうち、火災の発生や危険物の流出のおそれのあつたもの」としております。「基本的事項について事故調査を行う事故」は、これらの事故のうち、「詳細調査を行うことが望ましい事故」又は「消防庁長官調査を行うことが望ましい事故」に該当しないものとしています。

これまで、市町村長等が、一般的な危険物にかかる立入検査のための規定である消防法第16条の5の権限な

どを活用し、危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査を進めてきたところですが、「基本的事項について調査を行う事故」については、これと同程度の原因調査を行う必要があるとしています。

3 詳細調査を行うことが望ましい事故

(1) 詳細調査を行うことが望ましい事故の定義

過去の事故の状況や施設・設備の重要性に鑑み、危険物施設から一定量以上の危険物が流出した事故や設備の破損により大きな被害の発生するおそれが高くなる事故などを、詳細調査を行うことが望ましい事故としています。

(2) 詳細調査の方法

詳細調査は、これまでの直接的な事故の発生原因（例えば、誤操作、腐食疲労等劣化）の特定のみにとどまることなく、その発生原因が引き起こされた背後に潜む要因（例：指示内容の伝達が不適切なため誤操作が発生、適切な部品交換が行われていなかったため腐食疲労等劣化が発生）についても調査を行うことを求めています。また、発生原因が引き起こされた背後に潜む要因は、一つに限らず、複数の要因が絡むことも多々あります。

そこで、詳細調査を進めて行くに当たっては、あらゆる観点からの事実を確認していくとともに、これらを基に事故原因を分析する必要があります。

事故原因の分析を行うための手段として、次のものを紹介しております。

【事故分析チェックリスト】

事故分析チェックリストは人的要因の分析を行うために開発された手法です（図1）。当該チェックリストは、「設備」「環境」「制度」「管理」「人」の5つの観点から事故に関与した要因はないかどうかをチェックしていくものです。

【FTA】

FTA（Fault Tree Analysis＝フォルトツリー解析）とは、故障・事故の分析方法です（図2）。

事故を最上段に記述し、その原因となる事象をANDゲート（事故が発生する事象が全てそろわないと事故は発生しない）又はORゲート（事故が発生する事象がいく

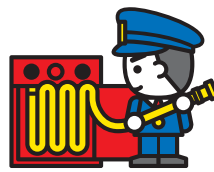


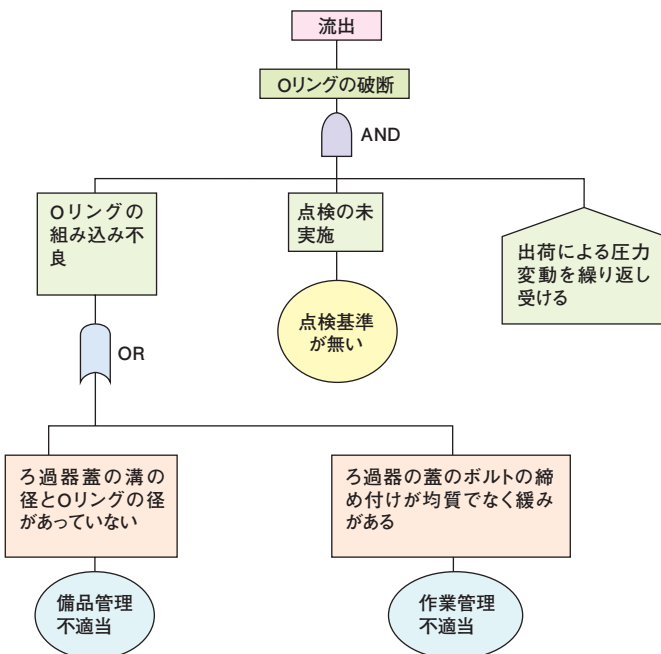
図1 事故分析チェックリスト（「環境」部分のみを抜粋したもの）

※ □ は消防機関の調査としては必須項目とはしないが、何らかの状況が掴めた場合は記入

第I層	第II層	第III層	第IV層	参考例	チェック
2 環境	2.1 物理的環境	2.1.1 温熱・騒音	a 環境が悪い	気分的によくない環境だった(高温、騒音、粉塵)、採光・照明に問題、乱雑	
			b その他		
		2.1.2 作業スペース	a 作業スペースが確保されない	作業場所に荷物が置かれていた、障害物があったので操作しづらかった	
			b 整理・清掃されない	作業環境が乱雑、危険物のかすが体積していた	
	2.2 社会的環境	2.2.1 雰囲気	a 安全に対する意識が低い	危険な操作であったが周囲の人も行っていたので気にしなかった、不安全行動を相互に注意し合わない	
			b その他		
		2.2.2 安全文化	a リーダーシップがない	経営トップの明確な意思表示がない、組織の安全哲学が明示されない	
			b 安全の情報が乏しい	報告システムがない、報告書の記入に時間を要するため報告しない	
			c 不平に対して鈍感	許容範囲を超える作業に対して不満が出ない、現場から上がった報告に対処しない(対策をとらない、フィードバックがない)	
			d 非難の文化	エラーやヒヤリ・ハットを報告しにくい雰囲気である(報告者が保護されない)、責任追及が優先される	
		e その他			

つかあるうち1つでも発生すれば事故となる)を用いながら、掘り下げていき、事故を引き起こした基本事象の最小の組み合わせを求めていきます。

図2 FTA 具体的事例



【事故調査委員会による事故原因の究明】

危険物施設、化学現象、機械工学等について造詣の深い委員（学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員等）で構成された事故調査委員会を設置し、事故原因の特定を行う方法です。

4 消防庁長官調査を行うことが望ましい事故

(1) 消防庁長官調査を行うことが望ましい事故の定義
消防法第16条の3の2第4項により、消防庁長官は、

調査を行う市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがあった場合に、危険物流出等の事故の原因調査を行うことができるとされています。

社会的な影響の大きい事故で、今後、事故の原因を踏まえた危険物施設の技術基準の見直しの検討を行う必要のあるもの、市町村長等が事故の原因調査を十分に行うことができないものについては、消防庁長官調査を求めることが望ましいと考えられる事故に当たると定義しております。

(2) 消防庁長官調査を行う際の連携

消防庁長官調査を行う際には、現地消防本部又は現地都道府県と消防庁が合同で事故原因調査を実施することから、効果的・効率的に行うため、それぞれの調査体制、得意分野等に応じたそれぞれの役割（分担）を明確にする必要があります。そこで、本マニュアルでは、事故原因調査の流れに沿ったそれぞれの基本的な役割及び留意事項を示しております。

5 危険物保安技術協会の活用

容量500kl以上の屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤、タンク本体（屋根、浮き屋根又はインナーフロートタンクの浮き蓋を含む。）に係る事故であって、事故原因の特定が困難になると予想される場合などには、屋外タンク貯蔵所に係る審査を主な業務としている危険物保安技術協会の協力を求めることが考えられます。

また、市町村長等への協力とは別に、事業所自らが行う事故原因究明において、原因究明の検討会を設立しようとする場合に、中立公正の観点から危険物保安技術協会の協力を求めることも考えられます。



平成19年（1月～12月）における火災の状況（確定値）

防災情報室

1 総出火件数は5万4,582件、前年比1,306件の増加

平成19年（1月～12月）における総出火件数は5万4,582件で、前年同期と比較すると、1,306件（2.5%）の増加となっています。

これは、おおよそ1日あたり150件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	31,248	57.2%	△258	△0.8%
車両火災	5,798	10.6%	△445	△7.1%
林野火災	2,157	4.0%	581	36.9%
船舶火災	123	0.2%	21	20.6%
航空機火災	6	0.0%	5	500.0%
その他火災	15,250	27.9%	1,402	10.1%
総火災件数	54,582	100.0%	1,306	2.5%

2 火災による死者は62人の減少、負傷者は51人の減少

火災による死者は2,005人で、前年同期と比較すると62人（3.0%）の減少となっています。

また、火災による負傷者は8,490人で、前年同期と比較すると51人（0.6%）の減少となっています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）は1,148人で、39人の減少となったものの、5年連続1,000人を超える。

建物火災における死者1,502人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は1,357人で、そこから放火自殺者等を除くと1,148人となっています。これを前年同期と比較すると39人（3.3%）の減少となったものの、平成15年から5年連続で1,000人を超えています。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.3%で、出火件数の割合56.9%と比較して非常に高くなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）の約6割が高齢者

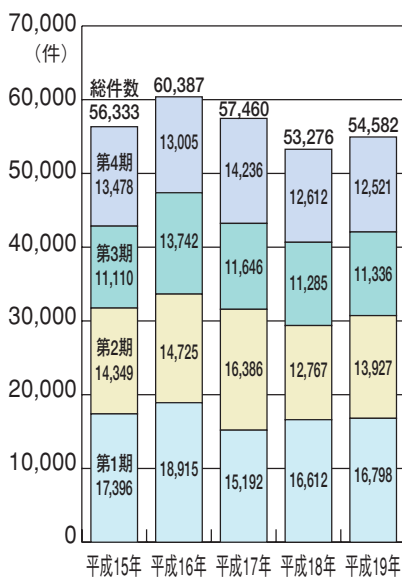
住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）1,148人のうち、684人（59.6%）が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者

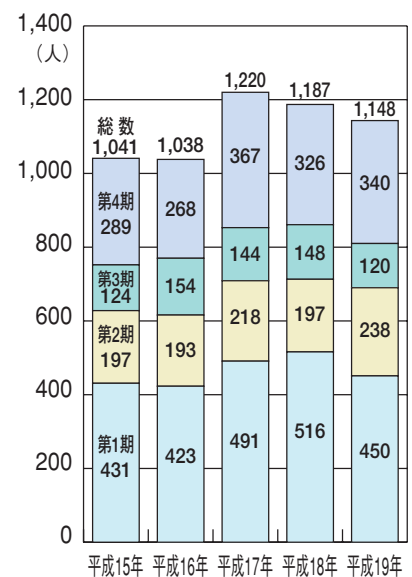
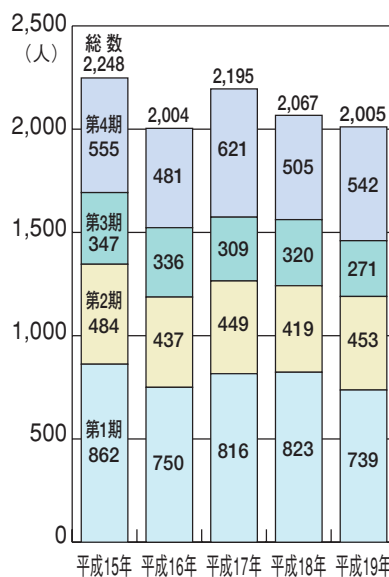
過去5年間の住宅火災による死者の推移（放火自殺等を除く）

※注：住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による

過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



※第1期（1月～3月）、第2期（4月～6月）、第3期（7月～9月）、第4期（10月～12月）



数を前年同期と比較すると、逃げ遅れ697人（62人（8.2%））減、着衣着火54人（14人（20.6%））減、出火後再進入20人（4人（16.7%））減、その他377人（41人（12.2%））増となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

総出火件数5万4,582件を出火原因別にみると、「放火」6,558件（12.0%）、「こんろ」6,080件（11.1%）、「たばこ」5,707件（10.5%）、「放火の疑い」4,584件（8.4%）、「たき火」3,176件（5.8%）の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万1,142件（20.4%）となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から、それぞれ義務付けが開始されます。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持の義務付けの適用開始を待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

このため消防庁では、住宅防火対策推進シンポジウム、政府広報によるテレビ、ラジオを始めとした様々なメディアを活用した広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえた報道機関、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防火組織等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置を促進するための活動を行っています。

7 放火火災防止対策への取組

「放火」及び「放火の疑い」による火災は1万1,142件で、総出火件数の20.4%を占めています。

消防庁では、ソフト面の対策とし

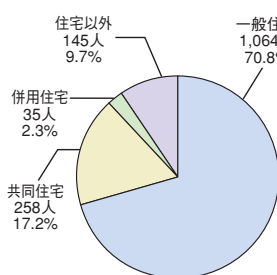
て、春・秋の全国火災予防運動を通して、放火火災防止対策戦略プランに基づいたチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を推進しています。また、ハード面の対策として、放火行為の抑制に効果が期待される「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行う等、今後も「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指していきます。

8 林野火災への取組

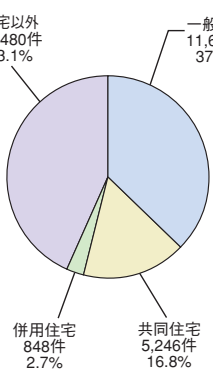
林野火災の件数は2,157件で、前年と比較すると581件（36.9%）の大幅な増加となっています。

毎年3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成20年は「山火事は地球の未来も燃やします」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

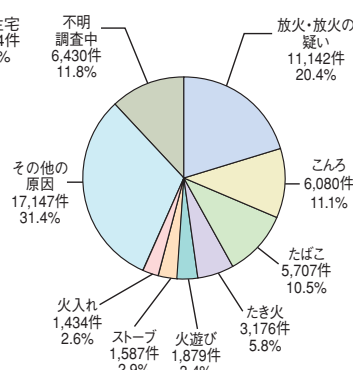
建物火災による死者1,502人の内訳
※注：住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



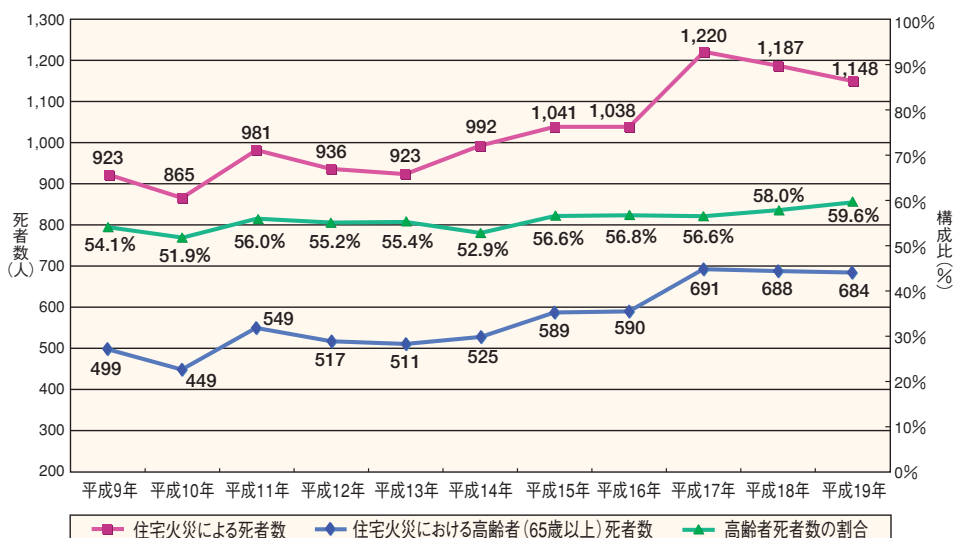
建物火災の出火件数
3万1,248件の内訳



出火原因の内訳
(全火災5万4,582件)



住宅火災における死者の発生率（放火自殺者等を除く）
（データは全て確定値）





平成19年救急・救助の概要（速報）

救急企画室・応急対策室・参事官

1 救急業務の実施状況

救急出場件数は増加し、 搬送人員は減少

平成19年中の総救急出場件数は、前年に比べて3万3,672件、0.6%増加し、527万4,150件でした。

一方、搬送人員については、前年に比べて8,845人、0.2%減少し、488万6,483人となりました（図1参照）。

救急自動車による搬送人員を事故種別ごとにみると、交通事故による搬送人員は3万3,989人減少し、急病による搬送人員は2万6,386人増加しています（表1参照）。

救急自動車による出場は、約6.0秒（前年と同じ）に1回の割合であり、国民の約26人（前年と同じ）に1人が搬送されたこととなります。

現場到着までの所要時間及び医療機関収容までの所要時間は、全国平均でそれぞれ6.9分（前年6.6分）と33.2分（前年32.0分）と遅延傾向にあります（図2参照）。

救急体制の充実と

救急業務の高度化は着実に進展

平成20年4月現在、救急隊数は4,896隊と5,000隊に迫り、救急救命士の資格を有する消防職員は2万1,816人（対前年比1,748人、8.7%増）となりました。

また、救急救命士運用隊は全救急隊の88.2%にあたり、目標である「全ての救急

図1 救急出場件数及び救急搬送人員の推移

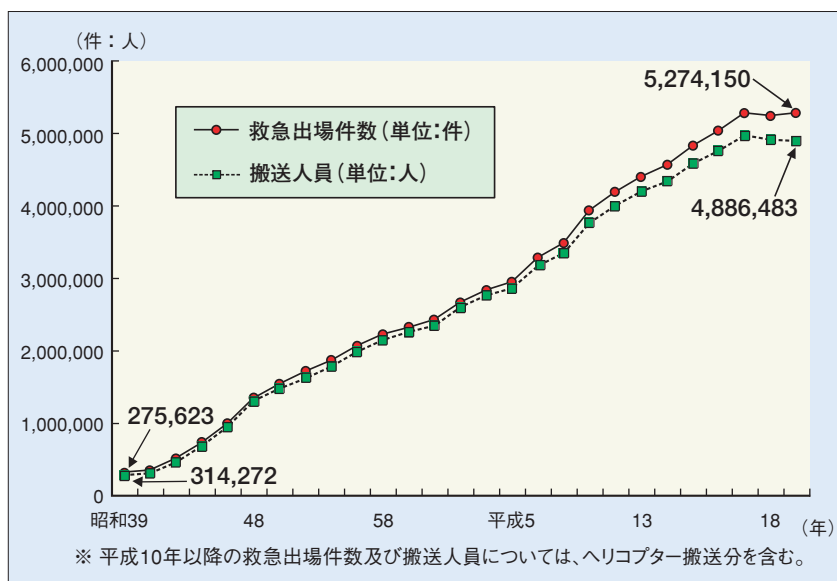
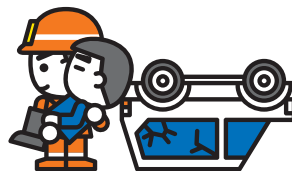


表1 救急自動車による事故種別搬送人員の推移

(人)

	急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
昭和40年	130,997	99,866	34,686	51,596	317,145
昭和50年	742,368	347,326	200,338	186,053	1,476,085
昭和60年	1,061,054	605,139	265,335	324,471	2,255,999
平成8年	1,712,157	712,338	375,815	446,819	3,247,129
平成9年	1,778,632	707,706	389,973	465,969	3,342,280
平成10年	1,928,256	704,163	423,780	489,776	3,545,975
平成11年	2,067,196	725,947	447,680	519,173	3,759,996
平成12年	2,190,545	761,714	485,208	560,475	3,997,942
平成13年	2,315,317	765,733	525,360	584,487	4,190,897
平成14年	2,439,116	742,732	542,681	605,406	4,329,935
平成15年	2,633,808	726,452	578,651	636,414	4,575,325
平成16年	2,753,170	724,832	609,705	655,762	4,743,469
平成17年	2,943,831	701,912	642,876	667,357	4,955,976
平成18年	2,930,550	656,222	643,228	662,593	4,892,593
平成19年	2,956,936	622,233	651,118	653,195	4,883,482



隊に救急救命士が1人以上配置される体制」に着実に近づくとともに、救急救命士による器具による気道確保、除細動、静脈路確保及び平成18年4月より実施可能となった薬剤投与といった特定行為の処置件数は、合計で8万3,983件にのぼり、対前年比7.0%増となっています。

市民による応急手当件数の割合は過去最高

消防機関の実施する応急手当普及講習の修了者数は年々増加し、平成19年中は157万1,562人となり、実際に救急搬送の対象となった心肺機能停止症例の39.2%において、市民により応急手当〔胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動〕が実施されています（図3参照）。

2 救助活動の状況

救助出動件数・救助活動件数ともに交通事故が引き続き第1位

平成19年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数8万311件、救助活動件数5万1,954件であり、事故種別ごとに救助活動の状況をみると、救助出動件数において交通事故の3万241件（全体の37.7%）が最も多く、昨年度に比べ件数自体は減少（3,298件）しているものの、昭和55年以降、連続して第1位の出動原因となっています。

また、救助活動件数においては、交通事故によるものが1万7,220件で、全体の33.2%を占め、次いで建物等に

よる事故の1万6,645件（32.0%）、以下、火災、水難事故の順となっています（表2参照）。

図2 現場到着時間及び病院収容時間の推移

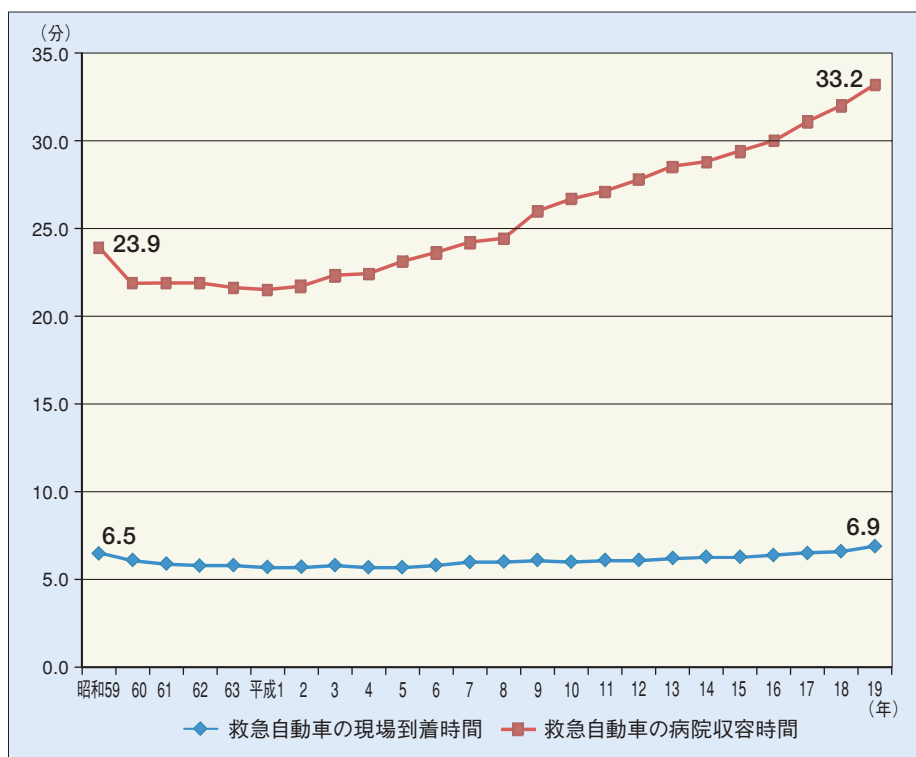


図3 応急手当の実施数及び実施率の推移

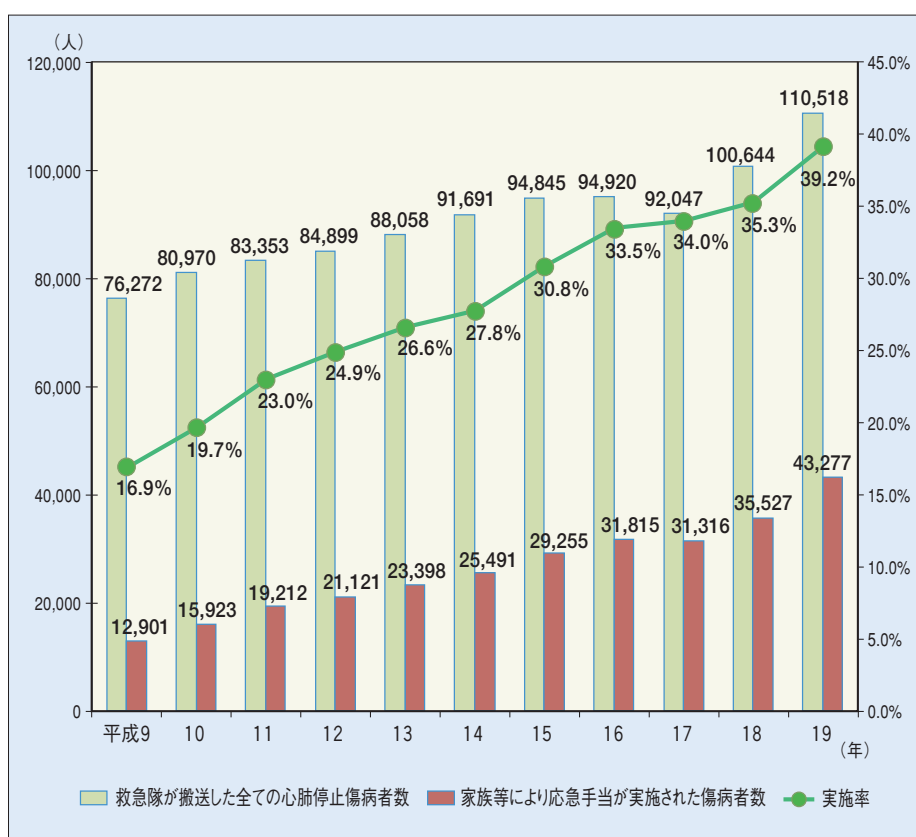




表2 事故種別救助活動状況

(平成19年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	事故 機械による	建物等による 事故	欠事故 ガス及び酸	破裂事故	その他	合計
救助出動	6,436	30,241	3,304	271	1,949	21,218	261	12	16,619	80,311
	8.0%	37.7%	4.1%	0.4%	2.4%	26.4%	0.3%	0.0%	20.7%	100%
救助活動	6,436	17,220	2,216	154	1,005	16,645	99	3	8,176	51,954
	12.4%	33.2%	4.3%	0.3%	1.9%	32.0%	0.2%	0.0%	15.7%	100%
救助人員	1,943	24,364	2,831	422	1,376	16,244	96	3	8,594	55,873
	3.5%	43.6%	5.1%	0.7%	2.4%	29.1%	0.2%	0.0%	15.4%	100%

※%は構成比を示す。

※火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

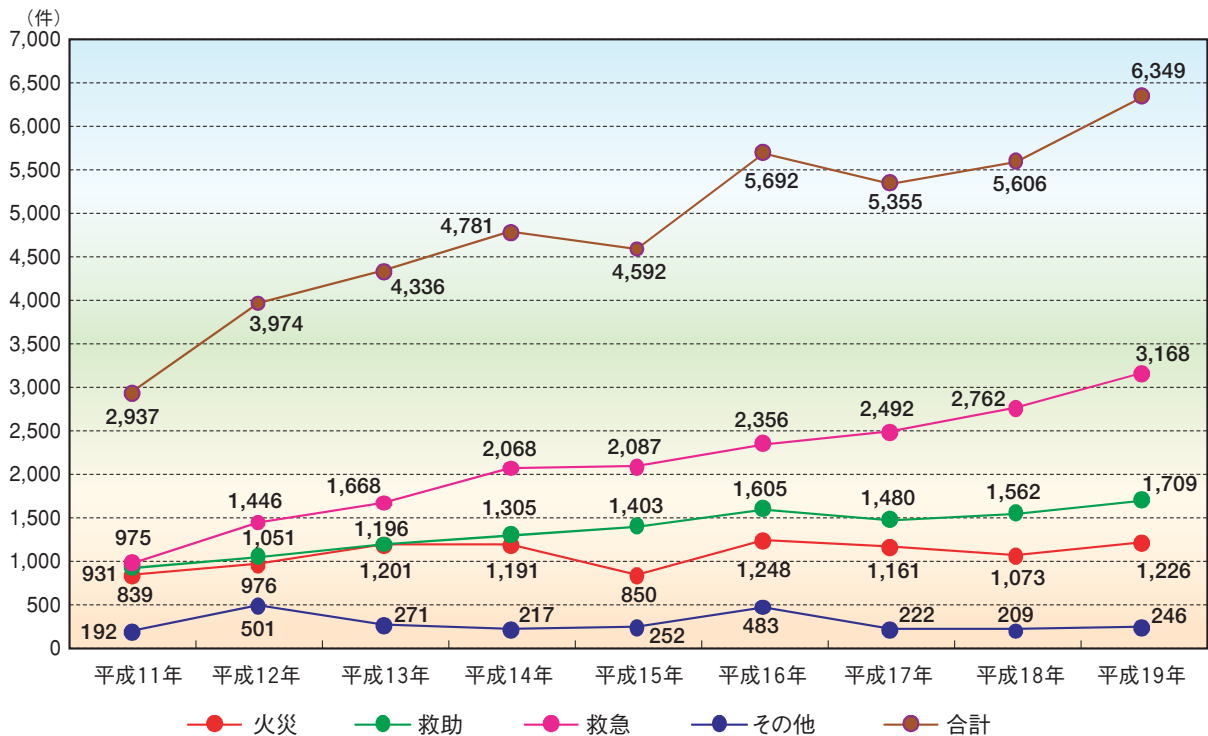
3 消防防災ヘリコプターの活動状況

消防防災ヘリコプターによる 救急出動件数が過去最高を記録

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は年々増加

し、平成19年中は過去最多の3,168件（対前年比406件増）となりました。平成19年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は6,349件であり、そのうち救急による出動件数が占める割合は、49.9%と過去最高を記録しました（図4参照）。

図4 消防防災ヘリコプターによる出動状況（平成11年～平成19年）



※平成19年については、速報値である。

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

平成20年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は2万8,951件、前年同期比1,774件の減少

平成20年(1月～6月)における総出火件数は2万8,951件で、前年同期と比較すると、1,774件(5.8%)の減少となっています。

これは、おおよそ1日あたり159件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	16,173	55.9%	△790	△4.7%
車両火災	2,632	9.1%	△335	△11.3%
林野火災	1,454	5.0%	△168	△10.4%
船舶火災	50	0.2%	△9	△15.3%
航空機火災	1	0.0%	△2	△66.7%
その他火災	8,641	29.8%	△470	△5.2%
総出火件数	28,951	100%	△1,774	△5.8%

2 火災による死者は34人の増加、負傷者は366人の減少

火災による死者は1,226人で、前年同期と比較すると

34人(2.9%)の増加となっています。

また、火災による負傷者は4,434人で、前年同期と比較すると366人(7.6%)の減少となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は717人で、29人の増加

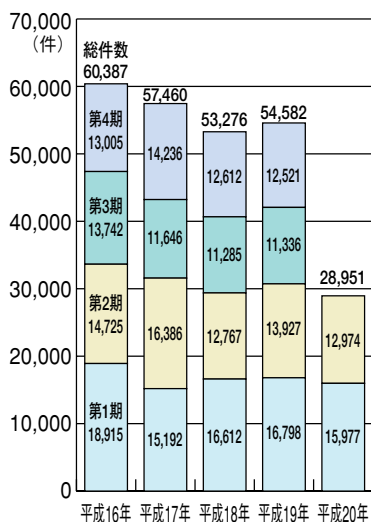
建物火災における死者938人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は848人で、そこから放火自殺者等を除くと717人となっています。これを前年同期と比較すると、29人(4.2%)の増加となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.4%で、出火件数の割合58.4%と比較して非常に高くなっています。

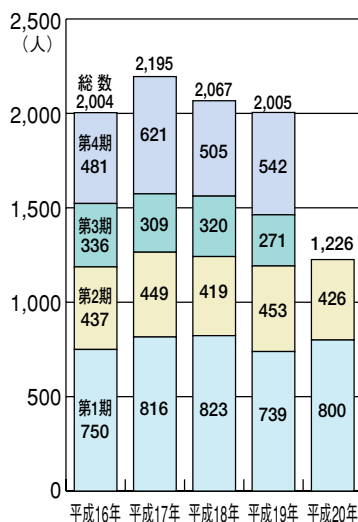
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)717人のうち、468人(65.3%)が65歳以上の高齢者です。

過去5年間の火災の推移

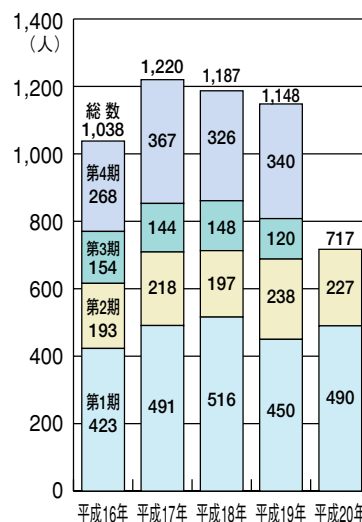


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移
(放火自殺者等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を前年同期と比較すると、逃げ遅れ430人(18人(4.4%)増)、着衣着火36人(1人(2.7%)減)、出火後再進入14人(2人(16.7%)増)、その他237人(10人(4.4%)増)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数2万8,951件を出火原因別にみると、「放火」3,179件(11.0%)、「たばこ」2,916件(10.1%)、「こんろ」2,881件(10.0%)、「放火の疑い」2,443件(8.4%)、「たき火」1,990件(6.9%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、5,622件(19.4%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月から平成23年6月までの間に市町村条例で定める日から、それぞれ義務付けが開始されます。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持の義務付けの適用開始を待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

このため消防庁では、住宅防火対策推進シンポジウム、政府広報によるテレビ、ラジオを始めとした様々なメディアを活用した広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえた報道機関、消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防火組織等と連携した普及啓発活動を行

うなど、住宅用火災警報器等の早期設置を促進するため活動を行っています。

7 放火火災防止対策への取組

「放火」及び「放火の疑い」による火災は5,622件で、総出火件数の19.4%を占めています。

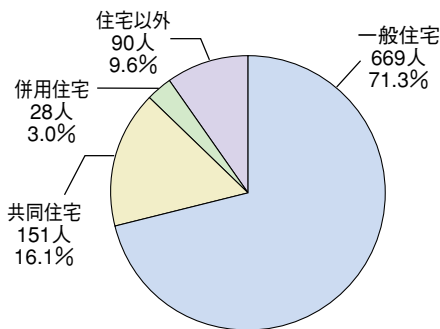
消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成して配布するとともに、平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会において取りまとめられた報告書(放火火災防止対策戦略プラン)を全国の消防機関に配布しました。この放火火災防止対策戦略プランについて、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行うなど、放火火災の防止に向けたハード・ソフト両面からの取組を推進しています。

消防庁では、ソフト面の対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知しており、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づいたチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

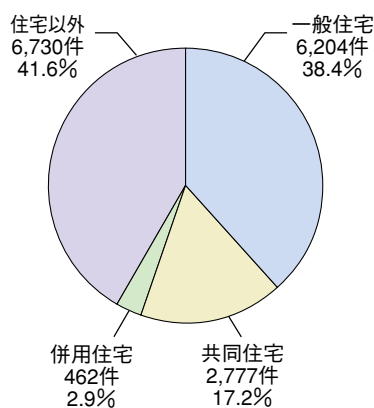
また、ハード面の対策として、放火行為の抑制に効果が期待される、火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発する放火監視機器を開発・普及するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

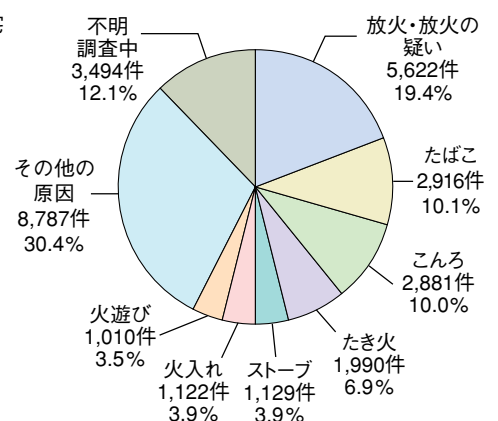
建物火災の死者938人の内訳
※注：住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



建物火災の出火件数
1万6,173件の内訳



出火原因の内訳
(全火災2万8,951件)



平成20年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を全国統一防火標語に掲げ、11月9日(日)から15日(土)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷者や財産の損失を防ぐことです。

平成19年中の総出火件数は5万4,582件であり、前年と比べると1,306件増加しています。住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は1,148人で、前年より39人減少しているものの、平成15年から5年連続で1,000人を超えており、極めて深刻な事態となっています。

今後も高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数がさらに増加するおそれがあることから、住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることとしています。

本年の秋季全国火災予防運動は、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」を重点目標に掲げ積極的に取り組むこととしています。重点目標、重点推進項目及び地域の実情に応じた重点目標の具体的な内容は次のとおりです。

1 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については、すでに住宅用火災警報器の設置が義務化されており、既存住宅においても一部の地域では設置の義務化が始まっています。適用開始前の地域を含めて、普及状況の把握を進め、十分に普及が進んでいない場合には、住宅用火災警報器の早期設置の促進を強力に図ることとします。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成19年中の放火による火災は6,558件で、平成9年以降11年連続して出火原因の第1位となっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力を向上させるも

のとします。また、物品販売店舗等については死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について指導するものとします。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

グループホーム火災等を踏まえ、特定防火対象物等における防火管理体制等の指導を行うとともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を図ることとします。

また、違反のある小規模雑居ビル等に対する違反是正指導については、関係機関等との連携を強化し、総合的な防火安全対策の徹底を図ることとします。

2 重点推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 設置の義務化を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ 防災品の普及促進
- オ 暖房器具の安全使用のための事前点検及び安全な灯油用容器の使用の啓発
- カ 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- ク 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域における対応力の向上
- イ 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある小規模雑居ビル等の防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - キ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
 - イ 婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- (4) 電気火災予防対策の推進
 - ア 電気配線の適切な維持管理
 - イ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
 - ウ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底
- (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

4 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行います。

～住宅防火 いのちを守る 7つのポイント～

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防火品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

5 全国火災予防運動ポスター

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて、「防火ポスター」を15万枚作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ等で活躍されている、小倉優子さんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、快くご協力いただきました。



平成20年秋季全国火災予防運動広報用ポスター

消防団員確保の更なる推進

防災課

消防団員の減少に歯止めを掛けるため、平成18、19年度と「消防団員確保の更なる推進について」を発出し、消防団員確保のための全国的な運動を展開してきました。しかしながら、人口の過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は依然として減少し続け、かつて200万人いた消防団員は平成20年4月1日現在の速報値では89万人を割り、地域防災力の低下が懸念されています。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面で優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等地域の安心・安全の確保の上で不可欠な組織です。

そのため、消防団の重要性を改めて認識し、地域の防災力の向上を優先課題として取り組んでいただくよう各都道府県知事及び各市町村長(指定都市市長を除く市町村長へは都道府県知事を経由)に対し、消防庁長官から改めて「消防団員確保の更なる推進について(通知)」(平成20年9月8日付け消防令第234号)を発出しました。

1. 「消防団員確保の更なる推進について(通知)」の概要

消防庁長官から各都道府県知事等へ発出した通知の概要は次のとおりです。

- ① 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について
- ② 事業所との協力体制の推進
- ③ 女性の入団促進の推進
- ④ 大学生等の入団促進の推進
- ⑤ 公務員等の入団促進の推進
- ⑥ 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開
- ⑦ その他

ア. 平成20年4月1日現在の消防団員数(速報値)

イ. 消防団員の確保に効果をあげた市町村の主な取組事例

ウ. 消防団員確保アドバイザー派遣制度の積極的活用

エ. 条例定数と実員数の乖離^{かいり}解消時の報告

以下、通知の内容について、平成20年4月1日現在の消防団員数(速報値)を交えながら解説します。

2. 「消防団員確保の更なる推進について(通知)」の内容

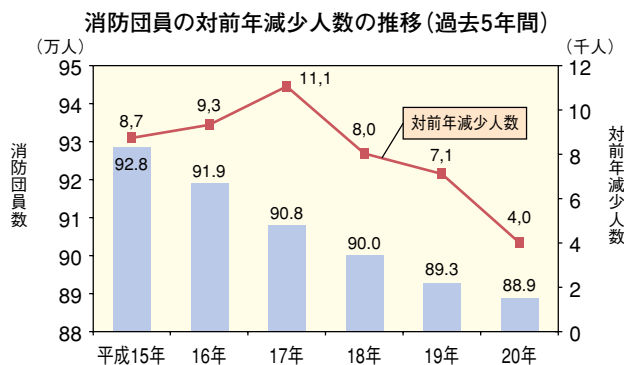
- ① 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について

平成20年4月1日現在の速報値では、実員数は88万8,884人となっており、前年度よりも4,009人減少しました。平成17年

をピークに、対前年減少人数は年々小さくなっていることから、消防団員確保のための取組の成果が見られますが、消防団員を増加に転じさせ、「消防団員数100万人」の目標を達成するためには、より一層の取組が必要です。

条例定数と実員数に乖離^{かいり}がある消防団にあっては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋めるなど、消防団員の確保に積極的に努めていただくとともに、基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員(以下「機能別団員」という。)または分団(以下「機能別分団」という。)の制度を積極的に導入・活用していただくようお願いします。

また、消防団員がやむを得ない理由により退団する場合にあつては、代替りの消防団員を確保することにより、少なくとも現在の消防団員数を是非とも維持していただくようお願いします。



- ② 事業所との協力体制の推進

消防団員の就業形態は大きく変化してきており、消防団員全体に占める被雇用者の割合は平成20年4月1日現在の速報値では69.3%となっています。

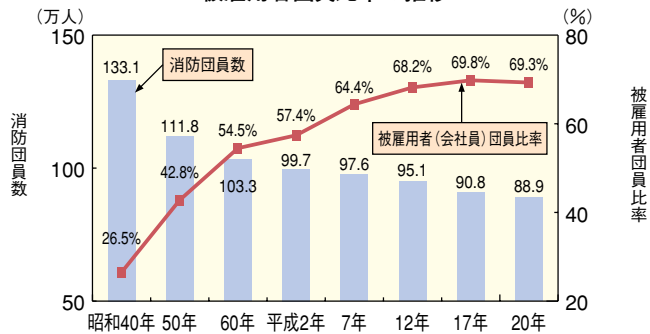
各市町村長等において、より一層事業所等との連携強化を図り、消防団活動への理解及び協力を得て、従業員の入団促進を図るとともに、勤務時間中の消防団活動への便宜等活動環境の整備・促進を図っていただくようお願いします。

このような事業所の社会貢献を促進すべく、消防庁では「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進しているため、未導入の市町村にあっては早急に導入していただくとともに、消防団協力事業所に対して、税制上の特例措置や建設工事等の入札参加資格に係る特例措置を設ける地方公共団体も見られることから、各都道府県知事や各市町村長等において、消防団と事業所との一層の連携強化を図るための措置を検討し

ていただくようお願いします。

なお、自衛消防組織を有する事業所に対しては、日頃から地域の消防団と訓練を実施するなど消防団との連携強化を図り、消防団の制度について十分な理解を得たうえで、自衛消防組織構成員または経験者の消防団への加入促進等に努めていただくようお願いします。

被雇用者団員比率の推移

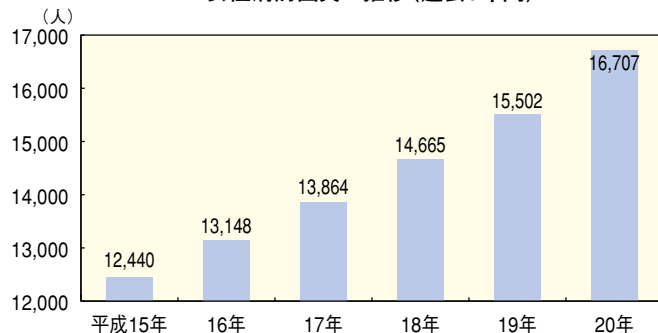


③ 女性の入団促進の推進

平成20年4月1日現在の速報値では、全国的女性消防団員は1万6,707人と前年度に比べ約1,200人増えましたが、その割合は全体の1.9%にとどまっています。また、女性消防団員を採用している消防団は1,103団で全体の46.3%にとどまっていることから、積極的な入団に向けた取組がさらに求められます。

女性の入団を認めていない消防団にあっては、そのような取扱いは適切でないことから、早急に女性の入団を認めるようにするとともに、女性職員の多い事業所等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施するなど、女性の入団促進を積極的に図っていただくようお願いします。

女性消防団員の推移(過去5年間)

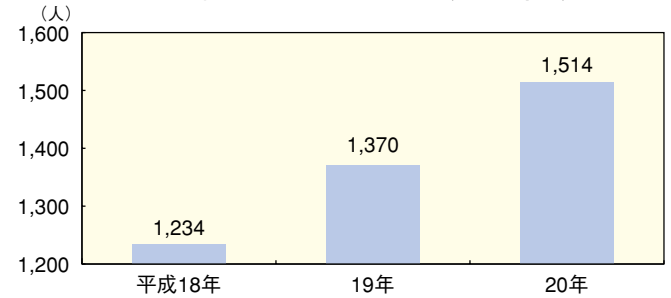


④ 大学生等の入団促進の推進

若い力を基本団員又は機能別団員・分団として発揮することは大変有意義でかつ効果的であることから、若者や大学生等の入団が強く期待されています。特に、平成20年4月1日現在の速報値では、大学生等(専門学校生を含む)の消防団員数は、1,514人と前年度に比べ144人増加しておりますが、更なる取組が必要です。日頃から青年会議所、商工会議所、

大学・短大・専門学校等と連携強化を図り、消防団に係る情報提供やPRを積極的に行い、消防団を十分に理解していただき、消防団員募集のポスター等の掲示を依頼する際や、消防訓練や救命講習等の機会を捉え、積極的に若者や大学生等の入団をお願いするなどして、消防団員の確保に努めていただくようお願いします。

大学生等消防団員数の推移(過去2年間)



⑤ 公務員等の入団促進の推進

これまででも地方公務員や公立学校教職員の消防団への入団の促進について通知を発出し、公務員の入団促進を図ってきたところですが、引き続き、地域の防災力向上のため、職員の消防団への入団に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

⑥ 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員確保のため、本年度においても1月から3月までの間、「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。本キャンペーンを全国的な取組とし、特に、被雇用者、女性及び大学生等を対象とした取組を推進するため、各都道府県及び市町村等において、上記期間中はもとより平素からも効果的な広報を推進していただくようお願いします。

⑦ その他：消防団員の確保に効果をあげた市町村の主な取組事例

団員確保に積極的に取り組んだ結果、消防団員が前年度よりも増加した市町村数は534であり、その増加団員数は4,912人でした。これらの市町村のうち主な増員への取組事例として全国の消防団の参考となる7市町村の取組内容を紹介します。

具体的には、女性消防団員の新規採用、機能別団員の導入、消防職団員が連携した街頭一斉募集活動、戸別訪問の実施、大学生等に対する募集活動、消防団員確保対策検討委員会の設置など多岐に渡ります。今後とも、市町村の実際的な取組事例の中から効果的な消防団員確保の方策を紹介していきたいと考えています。

消防団では一人でも多くの人の力を必要としています。消防団への入団方法については、居住地又は勤務地の最寄りの消防署あるいは市町村役場までお問い合わせください。

「救急の日2008」の開催

救急企画室

1. はじめに

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」と定めています。今年の救急医療週間は9月7日(日)から13日(土)までで、この間全国各地では種々の行事等が催されたほか、9日(火)及び10日(水)の2日間にわたって、総務省消防庁・厚生労働省・財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会の主催で、「救急の日2008」のイベントが池袋サンシャインシティアルパ地下1階の噴水広場において開催されました。



「救急の日2008」オープニングセレモニー

2. 「救急の日2008」実施内容

9月9日のオープニングセレモニーでは、岡本保消防庁長官、榮畑潤厚生労働省大臣官房審議官、島崎修次日本救急医療財団理事長、山本保博日本救急医学会代表理事らが出席し、テープカットが行われました。

メインステージ上で実演された東京消防庁の実践さながらのポンプ隊と救急隊による連携活動、そして気管挿



ポンプ隊と救急隊による救急救命処置の連携の実演(東京消防庁)

管と薬剤投与を含む救急救命処置のデモンストレーションには、多くの人々が足を止めて見入っていました。



森三中さんによる心肺蘇生法の実技

今年度も昨年度に引き続き「救急車の適正利用」をメインテーマに掲げ、救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、日本赤十字社による応急手当指導、お笑いタレントの森三中さんによる楽しいトークと心肺蘇生法の実技、救急医療に関するクイズ大会、子どもたちに大人気のレスキューフォースショーなど、イベントが盛大に催されました。これらのイベントに来場された方々は救急業務に対する理解と認識を深めていました。



子どもたちに大人気のレスキューフォースショー

3. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われましたが、救急需要対策の一環として「救急車の適正利用」について各種広報媒体を有効に活用し、一般市民等に救急業務に対する理解と実態について正確な情報提供に努めるなど、引き続き普及啓発活動等を積極的に展開してまいります。

平成20年度救急功労者表彰式の開催

救急企画室

救急功労者表彰は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を表彰することにより、救急業務の一層の推進に資することを目的として、毎年、「救急の日」に実施しています。

今年度は、19個人と1医療機関が受賞し、9月9日(火)に東京都千代田区大手町のKKRホテル東京11階「丹頂の間」において、小林輝幸全国消防長会会長、黒沢有財団法人救急振興財団理事長などのご臨席の下、増田寛也総務大臣(当時)から医療従事者に対し、また岡本保消防庁長官から救急救命士に対し表彰状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して佐賀県の十時忠秀氏から謝辞が述べられました。

今年度の主な受賞者

救急功労者表彰は毎年、救急救命士や救急隊員への教育指導に積極的に取り組んで来られた方や、地域メディカルコントロール協議会等の救急医療体制の構築に尽力された方など救急業務の高度化に貢献のあった方々が受賞されていますが、特に、今回の表彰で特徴のある功績により受賞された方々を紹介します。

・「離島対馬の救急医療に尽力」(総務大臣表彰)

長崎県の吉田茂幸氏は、対馬島内の病院長として毎年、消防、地域住民、医師等が一堂に会する意見交換、研究発表会を開催するとともに、島内の遠隔地集落に対し、夜間救急隊とともに出向き、心肺蘇生法の実技指導の実施に貢献されました。

・「AED(自動体外式除細動器)の全国的普及に影響を与える」(総務大臣表彰)

愛知県の特設非営利活動法人愛知万博記念災害・救急

医療研究会は、大規模イベント等における救急実施体制を構築し確立させるとともに、愛知万博では心肺停止症例4例中3例の救命に成功するなど、全国でのAED(自動体外式除細動器)の普及に影響を与えてきました。

・「救急隊員とバイスタンダーの育成に尽力」(消防庁長官表彰)

救急救命士である加藤義則氏は、財団法人東京救急協会事務局長を務め、応急手当の普及啓発の推進に尽力しバイスタンダーの育成・指導をされるとともに、救急隊員の指導育成に尽力されました。

平成20年度救急功労者表彰受賞者

総務大臣表彰(個人)

有賀 徹	昭和大病院副院長
黒川 顯	日本医科大学武蔵小杉病院院長
坂田 育弘	近畿大学医学部附属病院救命救急センター 救急医学部門教授・救命救急センター長
坂本 哲也	秋田県厚生農業協同組合連合会 秋田組合総合病院名誉院長
篠澤洋太郎	東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座 救急医学分野教授
鈴川 正之	自治医科大学附属病院救急医学教授・救命救急センター長
堤 晴彦	埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター長
十時 忠秀	佐賀大学名誉教授・佐賀県医療統括監
藤原 秀臣	総合病院土浦協同病院院長
丸古 臣苗	社団法人川内市医師会立市民病院院長
宮崎 久義	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 名誉院長
吉川 修身	函館市病院局函館病院長
吉田 茂幸	医療法人社団吉田内科医院院長

総務大臣表彰(団体)

特定非営利活動法人愛知万博記念災害・救急医療研究会

消防庁長官表彰(個人)

加藤 義則	国士舘大学体育学部スポーツ医科学科講師
古我知 進	那覇市消防本部救急課長 消防司令長
清野 浩英	山形市消防本部救急活動総括主幹兼本署補佐 消防司令長
瀧本 貞雄	和歌山市消防局消防総務課長 消防監
内藤 亨	甲府地区広域行政事務組合消防本部救急救助係長 消防司令
古井 秀之	北九州市消防局八幡東消防署警防課枝光担当係長 消防司令



平成20年度救急功労者表彰受賞者

「北海道洞爺湖サミット消防特別警戒」に係る 消防庁長官表彰等について

消防・救急課

消防庁では、平成20年7月5日(土)から7月11日(金)までの期間、北海道洞爺湖サミット消防特別警戒体制の確立に尽力され、功労のあった関係機関に対して消防庁長官表彰及び褒状の授与を行いました。

●授与式

- (1) 日 時 平成20年 9月10日(水)
11時30分～12時00分
- (2) 場 所 総務省消防庁長官室

●授与機関

(1) 消防庁長官表彰

サミット開催期間中に発生した救急事案に対して、劣悪な飛行条件等のなか、陸上部隊と航空部隊とが緊密に連携し、迅速な任務遂行に尽力された6部隊。



消防庁長官表彰式の模様

表 彰

1	北海道	札幌市消防局航空隊
2	宮城県	仙台市消防局航空隊
3	東京都	東京消防庁指揮隊
4	東京都	東京消防庁救急隊
5	東京都	東京消防庁救助隊
6	東京都	東京消防庁航空隊

褒 状

1	北海道	札幌市消防局
2	北海道	函館市消防本部
3	北海道	小樽市消防本部
4	北海道	旭川市消防本部
5	北海道	室蘭市消防本部
6	北海道	釧路市消防本部
7	北海道	帯広市消防本部
8	北海道	苫小牧市消防本部
9	北海道	江別市消防本部



消防庁長官褒状授与関係機関 (41団体を代表した14団体)

(2) 消防庁長官褒状

万全な消防特別警戒体制の確立にあたり、災害の未然防止等に尽力され、サミットの円滑な運営に多大な貢献をされた関係機関41団体。

10	北海道	千歳市消防本部
11	北海道	登別市消防本部
12	北海道	恵庭市消防本部
13	北海道	北広島市消防本部
14	北海道	北十勝消防事務組合消防本部
15	北海道	西胆振消防組合消防本部
16	北海道	東十勝消防事務組合消防本部
17	北海道	石狩北部地区消防事務組合消防本部
18	北海道	渡島西部広域事務組合消防本部
19	北海道	胆振東部消防組合消防本部
20	北海道	上川北部消防事務組合消防本部
21	北海道	遠軽地区広域組合消防本部
22	北海道	網走地区消防組合消防本部
23	北海道	北見地区消防組合消防本部
24	北海道	岩見沢地区消防事務組合消防本部
25	北海道	南渡島消防事務組合消防本部
26	北海道	羊蹄山ろく消防組合消防本部
27	北海道	檜山広域行政組合消防本部
28	青森県	青森地域広域消防事務組合消防本部
29	岩手県	盛岡地区広域行政事務組合消防本部
30	宮城県	仙台市消防局
31	秋田県	秋田市消防本部
32	埼玉県	さいたま市消防局
33	千葉県	千葉市消防局
34	東京都	東京消防庁
35	神奈川県	横浜市安全管理局
36	神奈川県	川崎市消防局
37	静岡県	静岡市消防防災局
38	静岡県	浜松市消防本部
39	愛知県	名古屋市消防局
40	福岡県	北九州市消防局
41	北海道	北海道防災航空隊

緊急消防援助隊情報

「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」の策定

応急対策室

1. 策定の目的

近年、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性が指摘されていますが、それ以外にも、我が国には、陸域において約2,000もの活断層が存在しており、震度7クラスの大規模地震が発生する危険性は日本全国に潜在しています。

こうした状況のなか、大規模地震時には、通信インフラ等の障害の発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえて、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等の人命救助活動を一層効果的に行うための体制を強化するため、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防応第104号）」（以下、「迅速出動実施要綱」という。）を策定しました。

「迅速出動」とは、消防組織法第44条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きで緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合には当該措置要求が行われ、これに応じて出動することをいいます。

2. 適用基準及び内容

迅速出動の対象となる災害は地震災害とし、地震の震央が存在する都道府県内の市町村に対する応援等に関して、次に掲げる区分により適用します。

- (1) 区分Ⅰ
最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合
- (2) 区分Ⅱ
最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合
- (3) 区分Ⅲ
ア. 最大震度6弱（東京都特別区及び政令指定都市は5強）の地震災害が発生した場合
イ. 津波警報（大津波）が発表された場合
- (4) 適用除外等
ア. 震央を管轄する都道府県に対応する第1次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとします。このとき、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとします。

【大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求の内容】

区分	運用方針	迅速出動の内容			
		指揮支援部隊	陸上部隊	航空部隊	水上部隊
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強)	第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は出動準備 ⇒右記の部隊は迅速出動	全ての指揮支援隊（原則ヘリコプター活用）	第1次出動都道府県隊（4都道府県）の出動可能な全隊	第1次出動航空部隊 〔情報収集航空部隊：2隊 救助・救急航空部隊：2隊以上〕	消防庁長官の要請に基づき出動
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)		指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（原則ヘリコプター活用）	第1次出動都道府県隊（4都道府県）から陸上部隊先遣隊として、 ① 都道府県隊指揮隊 ② 救助部隊 ③ 救急部隊 ④ 消火部隊 ⑤ 後方支援部隊の各1隊	第1次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊2隊	
【Ⅲ】 ア 最大震度6弱 (特別区・政令市は5強) イ 津波警報（大津波）	第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は出動準備 ⇒準備完了後、長官の要請等に基づき出動	消防庁長官の要請に基づき出動			



イ. 震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊等に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行います。

ウ. 「区分Ⅲ イ」の場合、当該警報が発表されたすべての都道府県に対応する、指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとします。

エ. 緊急消防援助隊アクションプラン策定地震(東海、首都直下、東南海・南海地震)は、当該アクションプランによります。

3. 迅速出動の概略

(1) 陸上部隊

右上図「陸上部隊の運用計画」を参照

(2) 航空部隊

右中図「航空部隊の運用計画」を参照

4. おわりに

今回策定された迅速出動実施要綱は、運用に向けた準備期間を設けたうえで、平成20年7月14日から陸上部隊以外の部隊、平成20年8月27日からは陸上部隊の運用を開始しました。

平成20年7月24日に発生した「岩手県沿岸北部を震源とする地震」においては、迅速出動実施要綱に基づき、

地震発生と同時に指揮支援部隊長の属する指揮支援隊(仙台市消防局)が被災県等に速やかに進出し、早期の情報収集、災害対応の準備を行うことができました。

消防庁としましては、今後とも、緊急消防援助隊がよりの確で迅速な出動及び活動が行える体制の確立に努めてまいります。

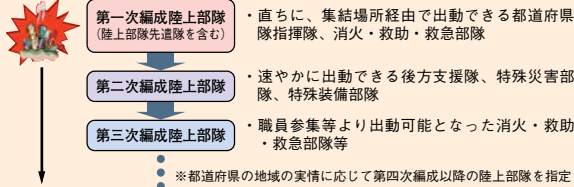
陸上部隊の運用計画

〔区分Ⅰ〕全隊運用

震度7により甚大な被害が発生していることを想定

- ◎原則として、第1次出動都道府県隊の**出動可能な登録隊の全隊**に出動の求め
- ◎かつ、**主力3部隊(消火・救助・救急)**が迅速に被災地に出動できる運用を確保

地震発生 出動準備開始



〔区分Ⅱ〕陸上部隊先遣隊運用

任務

直ちに被災地に出動し、初期対応として、①被災状況等の情報収集、②被災地消防本部との緊急消防援助隊受入れ等の連絡調整、③最低限の消火・救助・救急活動、④航空隊の連携・支援活動等を行う。

部隊編成

① 都道府県隊指揮隊	1 隊
② 消火部隊	1 隊
③ 救助部隊	1 隊
④ 救急部隊	1 隊
⑤ 後方支援部隊	1 隊

× 第1次出動都道府県隊 (4 都道府県) = 20 隊

航空部隊の運用計画

〔区分Ⅰ〕

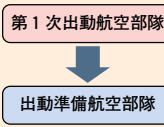
- ◎震度7により甚大な被害の発生が予想されるため、第1次出動航空部隊の**出動可能隊全隊**に出動を求める。
- ◎ヘリテレを有する情報収集航空部隊2隊、救助・救急航空部隊2隊以上が迅速出動を行う。
- ◎情報収集航空部隊の代替出動隊として、第1次出動航空部隊又は出動準備航空部隊の中から優先順位の事前指定を行い、情報収集航空部隊が出動不能の際、当該優先順位に基づき、順次出動する。
- ◎救助・救急航空部隊は、出動不能の場合の代替出動隊に係る優先順位の指定を行わず、消防庁長官の要請に基づき代替出動を考慮する。
- ◎第1次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊の代替出動隊(優先順位の事前指定を受けた隊)は、代替出動の必要がない場合、救助・救急航空部隊として出動する。

〔区分Ⅱ〕

- ◎震度6強により被害の発生が予想されるため、第1次出動航空部隊の**情報収集航空部隊2隊**に出動を求める。
- ◎情報収集航空部隊が出動不能の場合、区分Ⅰと同様に優先順位に基づき、代替出動隊が順次迅速出動する。



震度7発生!



出動可能隊全隊出動 (情報収集航空隊、救助・救急航空隊)

情報収集航空隊: 第1次出動部隊が出動不能の場合、優先順位に従い順次出動
救助・救急航空隊: 第1次出動部隊が出動不能の場合、消防庁長官の要請に従い出動

〔航空部隊に係る基本的な出動計画(別表第1、2)における出動優先順位の事前指定〕

災害発生都道府県	第1次出動航空部隊(別表第1)	出動準備航空部隊(別表第2)
1	A・B・C・D・E	F①・G②・H③・I・J・K・L・M・N

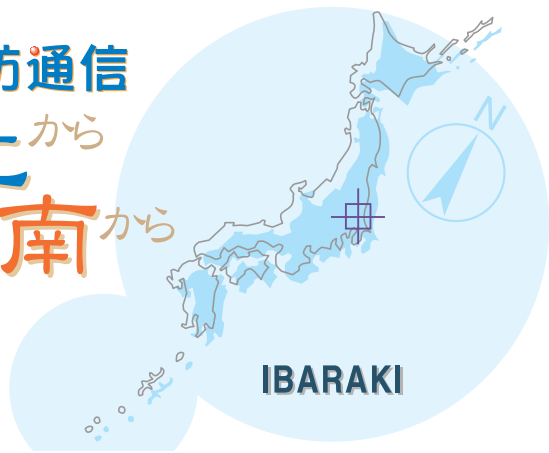
- ※ヘリテレを保有するA、Bは情報収集航空部隊として指定する。
- ※ヘリテレを保有するF、G、HはA、Bの代替出動隊として指定、○内数字は出動優先順位を示す。
- ※C、D、Eはヘリテレ未保有(ヘリテレ保有の場合、代替出動隊の出動優先順位を付す。)

〔迅速出動の具体例〕

災害発生都道府県	第1次出動航空部隊(別表第1)	出動準備航空部隊(別表第2)
香川	徳島・愛媛・岡山①・広島・高知	滋賀・京都～鳥根②・鳥取③～福岡

〔香川県で震度7(区分Ⅰ)の地震発生〕

- ◎第1次出動航空部隊のうち、**全隊出動可能の場合**
※徳島、愛媛は情報収集航空部隊として、岡山、広島、高知は救助・救急航空部隊として出動する。
※広島は指揮支援部隊長を輸送する場合は、当該任務を優先、任務完了後、情報収集活動を行う。
- ◎第1次出動航空部隊のうち、**愛媛・高知が出動不能の場合**
※徳島、岡山(愛媛代替)が情報収集航空部隊として出動する。
※広島が指揮支援部隊長の輸送を行う場合、広島、高知の代替の救助・救急航空部隊は消防庁が考慮する。



IBARAKI



茨城県
茨城西南地方広域市町村圏
事務組合消防本部
消防長 田宮 陽一

都市と自然・歴史の融合

茨城西南地方広域市町村圏事務組合は、茨城県の最西端、千葉・埼玉・群馬・栃木の県境に位置し、関東平野のほぼ中央にあたります。首都圏にも約60km圏に位置し、東西約31km、南北約31kmの逆三角形の地域で、管内人口は33万2,018人、総面積は500.25km²あり、利根川・渡良瀬川・鬼怒川・小貝川に挟まれた水と緑ゆたかな大地であり、総面積の50%が耕地で、その他は商業地帯・工業地帯・住宅地域が混在しており、国道4号線をはじめとする4本の国道が広域管内をとおり流通の拠点となっています。

また、当地域には古代にさかのぼり万葉集や吾妻鏡などにも出てくるなど歴史があり、平安時代に平将門公、室町時代の古河公方や江戸時代の八万石の城下町など数多くの歴史や伝説に彩られ、史跡が点在しております。



古河総合公園

現代においては2003年に古河総合公園が日本で初の受賞となる「ユネスコ メリナ・メルクーリ国際賞」を受賞し、市民のいこいの場として歴史の風情と融合するなど観光資源に恵まれた地域でもあり、県内はもとより県外、都心からも毎日多くの人々が来園しています。

消防体制

当広域消防本部は昭和49年4月1日に発足し、現在は市町村の合併もあり古河市・下妻市・坂東市・常総市(旧石下町)・八千代町・五霞町・境町の4市3町で構成された、1本部4署9分署5出張所、職員数433名で組織され、78分団1,786名の消防団員とともに、住民生活の安心・安全の確保に努めています。

今後の取組 & 課題

平成17年には消防緊急通信指令システムを整備しました。これにより場所の特定、災害の的確な把握、到着までの時間の短縮がなされ、火災救急はもちろんのこと消防隊と救急隊によるPA連携出場により、救急支援活動など市民サービスの向上に取り組んでいます。



国際緊急援助隊に参加

また、JICAの国際緊急援助隊にも8名の職員が登録され、2005年にはパキスタン地震に派遣し国際貢献も



救助隊による救出訓練

果たしています。これら被災地での貴重な経験は、職員はもとより組織の大きな財産として、近年危惧されています大地震、大災害に備

え、消防力の充実強化ならびに消防体制の強化に努めるとともに、尊い生命財産が失われないように役立てて参りたいと思います。

最後に

職員の高齢化、消防の広域化、消防救急無線のデジタル化など、消防の転換期を迎えようとしており、多くの課題を抱えている中、住民が安全で安心して生活できる地域づくりに、職員一丸となって努力してまいります。

日本最大級のショッピングセンターで合同消防演習

越谷市消防本部

越谷市消防本部と埼玉県防災航空隊は去る9月17日、大規模ニュータウン「越谷レイクタウン」にオープンする日本最大級のショッピングセンター(店舗面積約22万㎡、店舗数565店舗)において、合同消防演習を実施しました。訓練は、「3階レストラン厨房から火災が発生し、従業員4人が逃げ遅れた」との想定で、消防隊員80名、車両10台、県防災ヘリ1機が参加し、先着隊の情報収集、消火・救助・緊急脱出訓練を始め、トリアージ訓練及び一斉放水訓練を実施しました。



埼玉県防災ヘリ「あらかわ1号」による放水訓練

女性消防団員が住宅用火災警報器をPR

鯖江・丹生消防組合女性消防団

鯖江・丹生消防組合女性消防団のカラーガード隊「シューティングスター」は去る9月14日、鯖江市で毎月行われている「誠市」のイベントに参加し、住宅用火災警報器設置推進の広報活動を行いました。当日は、1,500人を超える来場者に対し、住宅用火災警報器の早期設置をPRするとともに、ブース内に設けた住宅用火災警報器取付け体験、消防相談、非常食の試食等の各コーナーに立ち寄った来場者へ火災予防を広く呼びかけました。今後も女性消防団は定期的に様々な広報活動を実施していきます。



住宅用火災警報器の早期設置を呼びかける女性消防団員

消防通信 望楼 ぼうろう

ご注意、ストーブの誤給油

三田市消防本部

三田市消防本部は、昨年末に管内で石油ストーブへのガソリン誤給油による火災が発生したことを受け、類似火災をなくすため、火災予防広報用映像DVD「燃焼実験記録-石油ストーブの誤給油-」を制作しました。火災調査結果を基に火災実験を行い、燃料がガソリンであっても直ちには出火せず、しばらく正常燃焼する特徴があるなどの実験結果をまとめています。ストーブを使用するシーズンを控え、講習会や防火講話などで危険性を広く広報し、積極的な火災予防を展開していきます。



出火後は炎が急激に拡大し初期消火は困難(DVD映像より)

救急フェア2008を開催

土佐市消防本部

土佐市消防本部は去る9月9日、救急医療・救急業務に対する市民の理解と認識を深めるとともに、救急業務(救命率向上及び救急車の適正利用)の普及啓発活動を目的に、サニーマート高岡店において「救急フェア2008」を開催しました。会場には延べ約200人が来場し、AEDの取扱いや応急手当の体験を始め、高規格救急車の資器材の展示や救急隊員による高度救命処置を実施したほか、応急手当の重要性や救急車の利用についてテキストを配布しながら、「救急車の適正利用」を呼びかけました。



救急隊員による高度救命処置のデモンストレーション

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成21年度消防大学校教育計画について

消防大学校では、平成21年度の教育訓練計画を次頁の表のとおり策定しました。

各消防本部等のニーズを踏まえ、教育訓練の内容の見直しを行っております。

主な変更点は次のとおりです。

○ 救急科

現在、各消防本部が救急業務の運用上の様々な課題を抱えていることを考慮し、救急隊長を対象とした実務管理上必要な知識・技術の修得や日常の救急業務に生ずる紛争予防方策など、業務管理全般の能力の向上を目的とする訓練内容に変更します。

これにより、従来行っていた気管挿管、薬剤投与追加講習の資格取得のための研修は平成20年度をもって終了し、カリキュラムの見直しに併せて教育日数を現行の53日から34日に短縮します。

○ 警防科、救助科

毎年、多くの消防本部から応募をいただいている警防科と救助科については、できるだけ要望にお応えできるよう定員を48名から60名に増員します。



幹部科・救急科・警防科3科合同による多数傷病者訓練

○ 危機管理実務コース

平成20年度まで防災実務を主な教育項目として実施していた「防災実務管理コース」は、防災実務はもとより、新型インフルエンザ対策等を含めた総合的な危機管理をテーマとした「危機管理実務コース」に変わります。

以上、簡単に説明しましたが、消防大学校では学生、消防本部、地方公共団体等の要望を踏まえつつ、より実践的な内容となるよう今後とも教育内容の一層の充実を図ってまいります。



救急科による学生企画訓練



自主防災組織育成コースによる図上訓練 (DIG)

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第11期) 6月16日～7月31日 56名	渡部 徹 小名木 栄 浜野 真 石原 克英 田中 和弘 内場 祐二	鶴岡市消防本部 (山形県) 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 (茨城県) 石橋地区消防組合消防本部 (栃木県) 上越地域消防事務組合消防本部 (新潟県) 尼崎市消防局 (兵庫県) 糸島地区消防厚生施設組合糸島消防本部 (福岡県)

平成21年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目 的	期数 回数	定員 (名)	入寮期間 (平成21年 4月～ 平成22年 3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)		
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	15	48	4/8～5/28	32	51		
			16	84	6/15～7/30	32	46		
			17	72	8/26～10/15	32	50		
			18	72	10/28～12/15	32	48		
			19	84	1/12～2/26	32	46		
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	73	48	1/18～2/3	12	17		
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	7	60	4/20～5/1	9	12		
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	8	60	5/11～5/21	9	11			
		55	36	8/19～8/27	7	9			
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	56	36	12/1～12/9	7	9		
			85	60	6/9～7/31	37	53		
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	86	60	10/26～12/18	37	54		
			60	60	4/8～6/4	37	57		
	救急科	救急隊長に対し、その職に必要な高度の知識及び能力を総合的に修得させる。	61	60	8/18～10/14	37	58		
			71	36	10/5～11/25	34	52		
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	86	48	8/18～10/14	37	58		
			87	48	1/19～3/12	37	53		
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	4	36	1/13～2/12	21	31		
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	17	48	6/2～7/24	37	53		
			18	48	10/19～12/11	37	54		
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	4	72	3/8～3/18	9	11			
実務講習	緊急消防援助隊教育科	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	5	36	4/20～4/24	5	5		
			高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	48	3/2～3/12	9	11
			NBC・特別高度救助コース	緊急消防援助隊のNBC災害対応要員や特別高度救助隊の隊長等に対し、そのNBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	3	48	2/8～2/24	12	17
			航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	5	36	5/11～5/15	5	5
			航空隊コース	消防・防災航空隊の救助隊員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	8	36	9/2～9/18	13	17
	危機管理・防災教育科	地方公共団体の防災実務管理者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	36	2/17～3/5	13	17		
			トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	9	68	*8月頃予定	1	
			危機管理実務コース	地方公共団体の防災実務管理者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	10	68	*2月頃予定	1	
			国民保護コース	地方公共団体の国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	108	10/19～10/23	5	5
			自主防災組織育成コース	地方公共団体の国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	7	108	6/8～6/12	5	5
自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	5	60	5/25～5/29	5	5			

*：施設外で実施する学科等の実施予定時期

雪害に対する備え

防災課

冬になると日本列島は西高東低の気圧配置となり、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。積雪や雪崩などによる交通機関・農作物・構築物などへの被害を総称して「雪害」と呼んでいますが、この「雪害」は単に経済的な損失のみにとどまらず、人命に影響を及ぼすこともあります。

過去10年間（平成10年1月～平成19年12月）の自然災害による犠牲者数（平成20年版 防災白書）をみると、雪害は434人にもものぼり、風水害の654人に続き、2番目に犠牲者が多い自然災害となっています。

平成17年から18年にかけて、山陰から東北に至る日本海側では暴風を伴った大雪に見舞われました。気象庁が「平成18年豪雪」と命名したこの大雪では、積雪を観測している全国339地点のうち、23地点で観測開始以来の最深積雪記録を更新したほか、屋根の雪下ろし作業中の転落事故、屋根雪の落下、倒壊した家屋の下敷き等により、戦後2番目の記録となる死者152人の被害が発生しました。

このような雪害による事故を防ぐための対策として

は、例えば、雪下ろしの際には命綱や滑り止めを着用し、雪が溶け出しにくい時間帯の作業を心掛けること、軒下での除雪作業時には屋根からの落雪に注意すること、側溝や蓋のない防火水槽などへの転落を防ぐため危険箇所の表示を分かりやすくしておくことなどが挙げられ、雪の性質を知り、その性質に合わせた対応を行うことが重要です。また、屋根に降り積もった雪の重みによる家屋倒壊が原因で死亡したケースもあり、高齢者が無理なく除雪することができる体制の整備や、高齢者宅等の状況を巡回等により把握するなどの対処が必要です。

また、毎年12月1日から7日は「雪崩防災週間」です。これからの、スキーやスノーボードなどの冬のレジャーが本格化するこの時期に、雪崩に対する国民の理解と関心を高め、雪崩災害防止に努めようとするものです。

今年もこれからの本格的な雪のシーズンを迎えますが、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対する十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



長野県栄村における「平成18年豪雪」時の状況（写真提供：長野県栄村役場）

地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が、地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは、過去の事例からも明らかです。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス関係、石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。



初期消火

突然大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。慌てて行動すると、転倒した家具や飛び散ったガラス、陶器の破片などで怪我をするおそれがあります。丈夫な机の下などにもぐったり、家具から離れるなどして、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。

また、無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをしたりするので、揺れが収まるまで待ちましょう。

万一、周りのものに火がついてしまっても、初期のうちは消火器などで十分に消すことができますが、大声で隣近所に助けを求めることも大切です。

電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転

倒した電気器具が作動して出火することがあり、通電火災に注意する必要があります。避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

また、ブレーカーを戻す前に、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど安全を確認しましょう。

ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。

また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは、対震自動消火装置が付いていますが、過信は禁物です。避難などの前には、火が消えたことを必ず確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすいものを置くことは、火災につながります。普段から使用上の注意を守りましょう。



消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動を行い、また急病人等には応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路

交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等が円滑に緊急走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 消防自動車等がサイレンを吹鳴し、かつ、赤色の警光灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合
 - ・ 一般車両は周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲るか、交差点を避けて車両を道路の左側に寄せて一時停止してください。
 - ・ 高速道路などで本線車道に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
 - ・ 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。
- 狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。
- 緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法律で義務付けられていますので、夜間等のサイレン音に対し付近の皆様のご理解をお願いします。



(写真提供：松戸市消防局)

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、指導いただけるようお願いします。

第12回消防防災研究講演会

—地震等災害情報の収集・伝達・活用—

消防大学校 消防研究センター

〔主催〕 総務省消防庁消防大学校消防研究センター

〔日時〕 平成21年1月30日(金) 10:00~17:00

〔会場〕 消防研究センター 本館大会議室(3階)
東京都調布市深大寺東町4-35-3

〔参加費〕 無料

〔参加申込期間〕

平成20年12月12日(金) ~ 平成21年1月9日(金)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

より詳しい情報は・・・

プログラムの内容、参加申込方法や申込先など詳しい情報は、消防研究センターのホームページをご覧ください。

消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp>

問い合わせ

消防庁消防研究センター 研究企画部

電話：0422(44)8331 (代表)

消防庁人事

平成20年9月30日付

氏名	新	旧
小林 明 男	退職 (東京消防庁救急部救急管理課計画係長へ)	消防・救急課警防係長 併任 消防・救急課広域化推進係長

平成20年10月1日付

氏名	新	旧
野村 梨 絵	出向 (総務省自治行政局選挙部管理課へ)	総務課
阿久津 佑 介	総務課	総務省大臣官房秘書課
勇 勢 欣一郎	消防・救急課警防係長 併任 消防・救急課広域化推進係長	東京消防庁昭島消防署警防課生活安全担当係長
君 塚 明 宏	併任 消防・救急課救急企画室課長補佐 併任解除 予防課課長補佐	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課 国民保護運用室課長補佐 併任 予防課課長補佐
小 沼 翔	出向 (総務省自治税務局固定資産税課へ)	消防大学校庶務課
三 輪 隆 太	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第234号	平成20年9月8日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員確保の更なる推進について
消防応第166号	平成20年9月9日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について
消防消第176号 消防情第155号	平成20年9月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長	災害通報受信時における適切な対応について
消防予第226号	平成20年9月17日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成20年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第229号	平成20年9月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成20年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第242号	平成20年9月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	文化シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合に関する対応について
消防予第237号	平成20年9月24日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第238号	平成20年9月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う関係告示の公布について
消防予第244号	平成20年9月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	自衛消防組織の業務に関する講習の内容及び防災管理講習の指導要領について
消防消第185号	平成20年9月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保等について
消防危第350号	平成20年9月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	浮き屋根式屋外貯蔵タンクのローリングラダー(可動はしご)の異常に起因する危険物流出事故の防止対策及び「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について